

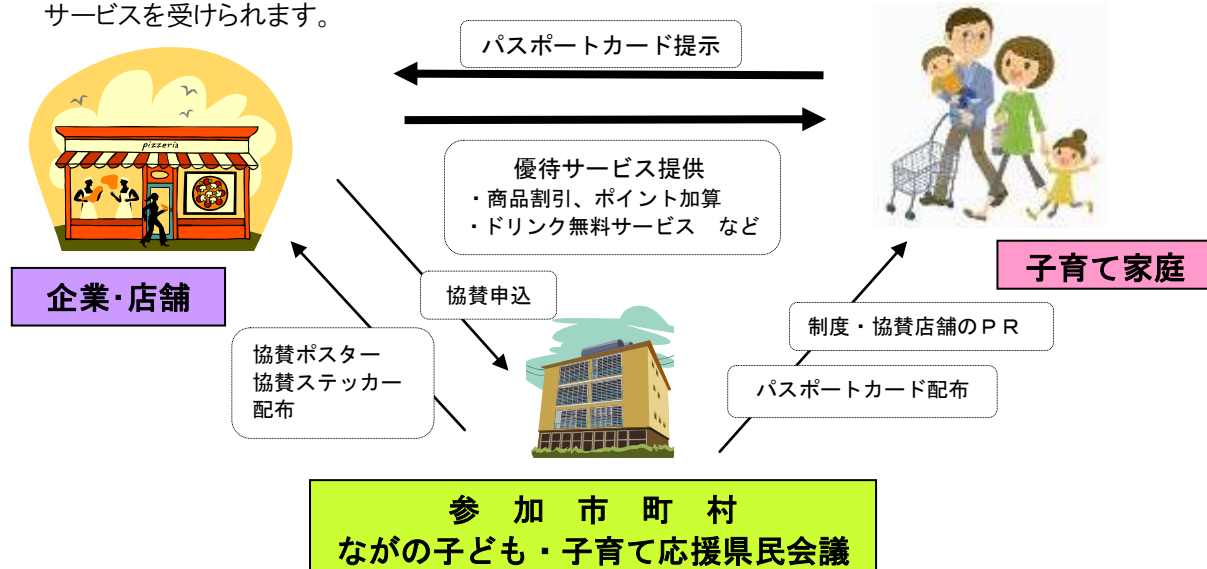
ながの子育て家庭優待パスポート事業

平成22年4月から、ながの子ども・子育て応援県民会議が市町村と連携・協働して、子育て家庭が買物などの際に各種優待サービスが受けられる「ながの子育て家庭優待パスポート事業」を開始したことに伴い、松本市では、より広域的な視野に立って子育て支援を推進するため、同年8月1日からこの事業に参加しました。

事業の仕組み等は下記のとおりですが、優待サービスの提供は各協賛店のご厚意によるものです。(市から割引額等への補てんはしておりません。) 子育て家庭の皆さまには、カード使用上の注意を守っていただき、気持ちよく利用できるようにご協力をお願いします。

【事業の仕組み】

- 18歳以下(18歳になって初めて迎える3月31日まで)のお子さんを1人以上育てている世帯に、本事業専用のパスポートカードを配布しています。(平成28年4月からは、第1子を妊娠されている方がいる世帯も対象となります。)
- 長野県内の協賛店でパスポートカードを提示すれば、各種優待サービスを受けることができます。また、平成28年4月からは、県外の「子育て支援パスポート事業の全国共通展開」参加都道府県の協賛店でも、お持ちのながの子育て家庭優待パスポートカード(有効期限:平成32年3月31日のもの)でサービスを受けられます。



協賛店舗による優待サービスの内容

サービスの内容は各店舗によって違います。協賛店の情報は、下記サイトから検索できます。

(県内) <http://pass.nagano-kosodate.net/ksearch/>

(県外) <http://www8.cao.go.jp/shoushi/shousika/passport.html>

【サービスの提供例】

- ・商品の5%割引
- ・2,000円以上の購入で100円引き
- ・会員カードのポイント加算
- ・景品、粗品等プレゼント
- ・子どもに対するソフトドリンク、お菓子などサービス
- ・授乳・おむつ交換場所の提供
- ・子どもの遊び場の利用 など



協賛店舗には、特典を表示したポスター(左)とステッカー(右)が掲示されています。

ながの子ども・子育て応援県民会議・・・平成20年8月に、県内の経済・労働・医療・福祉・教育等の関係団体、NPO、学識経験者、国・県・市町村等により設立しました。急速な少子化が進行する中で、安心して子どもを生育てられる環境づくりを目指して、ネットワークを活かした連携と協働による取組を推進しています。